

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	4,808,281
(前年からの繰越額)	4,808,281
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	135,136
翌年への繰越額	4,673,145

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項	目	金	額	備		考
				本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出		
1	経常経費					
(1)	人件費					
(2)	光熱水費		0			
(3)	備品・消耗品費		0			
(4)	事務所費		135,136			
小	計		135,136		0	
2	政治活動費					
(1)	組織活動費		0			
(2)	選挙関係費		0			
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費		0		0	
ア	機関紙誌の発行事業費		0			
イ	宣伝事業費		0			
ウ	政治資金パーティー開催事業費		0			
エ	その他の事業費		0			
(4)	調査研究費		0			
(5)	寄附・交付金		0			
(6)	その他の経費		0			
小	計		0		0	
合	計		135,136			

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	KDDI料金	15,639	R4/1/11	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
2	KDDI料金	13,457	R4/2/10	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
3	KDDI料金	10,894	R4/3/10	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
4	KDDI料金	10,887	R4/4/11	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
5	KDDI料金	10,328	R4/5/10	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
6	KDDI料金	10,116	R4/6/10	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
7	KDDI料金	10,289	R4/7/11	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
8	KDDI料金	12,441	R4/8/10	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
9	KDDI料金	10,330	R4/9/12	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
10	KDDI料金	10,100	R4/10/11	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
11	KDDI料金	10,326	R4/11/10	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
12	KDDI料金	10,329	R4/12/12	KDDI株式会社	東京都千代田区飯田橋3丁目10番10号 ガーデンエアタワー	
13						
	この頁の小計	135,136				
	その他の支出					
	合 計	135,136				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 5月 30日

政治団体の名称 大功会

会計責任者の氏名 桜内 友子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 30 日

大功会
代表 桜内 文城 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 4314 号

大西 豊



研修修了年月日 平成 25 年 8 月 1 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、大功会の令和 4 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、大功会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

大功会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、大功会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上